



鳴門市第一小学校照明器具改修工事

図面リスト		
番号	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書(1)	
E-02	特記仕様書(2)	
E-03	特記仕様書(3)	
E-04	配置図・付近見取図	1/500
E-05	照明器具姿図(1)	
E-06	照明器具姿図(2)	
E-07	校舎1階照明器具撤去図	1/250
E-08	校舎1階照明器具改修図	1/250
E-09	校舎2階照明器具撤去図	1/250
E-10	校舎2階照明器具改修図	1/250
E-11	校舎3階照明器具撤去図	1/250
E-12	校舎3階照明器具改修図	1/250
E-13	体育館照明器具撤去図	1/200
E-14	体育館照明器具改修図	1/200

建築工事特記仕様書		章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
Ⅰ. 工事概要	1. 工事名称	鳴門市第一小学校照明器具改修工事					
	2. 工事場所	鳴門市大津町木津野					
	3. 建物概要	構造及び階数 校舎 R C造3階 体育館 R C造1階					
	4. 工事項目	1. 電灯設備工事 図示の照明設備をLEDに取り替える工事一式 2. 撤去工事 図示位置の不要となる設備の撤去工事一式					
Ⅱ. 共通仕様書							
章	項目	特記事項					
1. 適用基準等	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版) また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。 ①建築改修工事監理指針 令和7年度版 ②電気設備工事監理指針 令和7年度版						
	2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質疑回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書等					
3. 施工条件	施工条件は次による。 ・工程については、学校及び施設管理者と協議の上決定すること。また、施工の日時については工事箇所ごとに児童のいない時間帯、時期(児童下校後、長期休暇期間、土曜日及び日曜祝祭日)で調整を行うことになるため施設管理者と詳細な協議の上決定して行うものとする。 ・騒音の出る工事は原則として学校休日とするが、学校・監督員と協議すること。また、人員配置及び施工計画を綿密に行い遅滞のないようにつとめること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事対象施設は、通学時間帯においては校内及び学校周囲が送迎等で非常に混雑するため、工事関係車両の入出場及び工事用資機材の搬入、搬出には十分注意を払うこと。 ・本工事期間中も施設は使用するので、通路を確保すると共に、工程の協議を行うものとする。 ・施工順序は学校及び施設管理者と協議の上決定すること。 ・屋内運動場等については授業等での利用を制限するため、施工期間が最短となるよう施設管理者と工程を協議・調整のうえ、施工を進めること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事を行う上で、撤去・移設を要する軽微な障害物の処理で監督員の認めたものは本工事の範囲とし、それによる費用は請負業者負担とする。 ・工事期間については契約工期を遵守するものとし、器具の納期等により工期延伸が必要な場合においても、延伸可能期限は今年度末までとする。 ・社会情勢等により器具の納品が困難な場合は、器具メーカー等が証明する書類を提出すること。						
	4. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。					
5. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。						
6. 施工計画書等	(1) 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。 (2) 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。						
7. 下請負人の選定	(1) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 (2) 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。						
	8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2) 施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。					
9. 電気保安技術者等		(1) 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 (2) 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。					
	10. 施工中の安全確保	(1) 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 (2) 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 (3) 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 (4) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月3)その他関係法令に従い適切に処理すること。 (5) 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 (6) 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 (7) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 (8) 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 (9) 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 (10) 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ(含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 (11) 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 (12) 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 (13) 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等に安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 (14) 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (15) 仮囲いを設置する場合は、設置後に現場安全再確認シート等(任意様式)を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (16) 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じる恐れがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで指定された時間に行うこと。 (17) 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。					
11. 交通安全管理		(1) 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 (2) 過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある					
	12. 発生材の処理等	(1) 発生材の処理等は次により適正に行う。 ① 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 ② 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ)に報告し指示を仰ぐこと。 ③ コンクリート・アスファルト類の搬出先については中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 ④ 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 (2) アスベスト ① 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査、あれば監督員の指示に従うこと。 既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。 なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与 (あり・なし) ② 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。 ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。 ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録された者をいう。 ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。 ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ③ 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。					
工 事 名		鳴門市第一小学校照明器具改修工事					
学 校 名	鳴門市第一小学校						
図 面 名	特記仕様書(1)						
製 図 承 認	 ㈱補償実務一級建築士事務所 (徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4 一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735 (大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799						
図面番号	E-01						

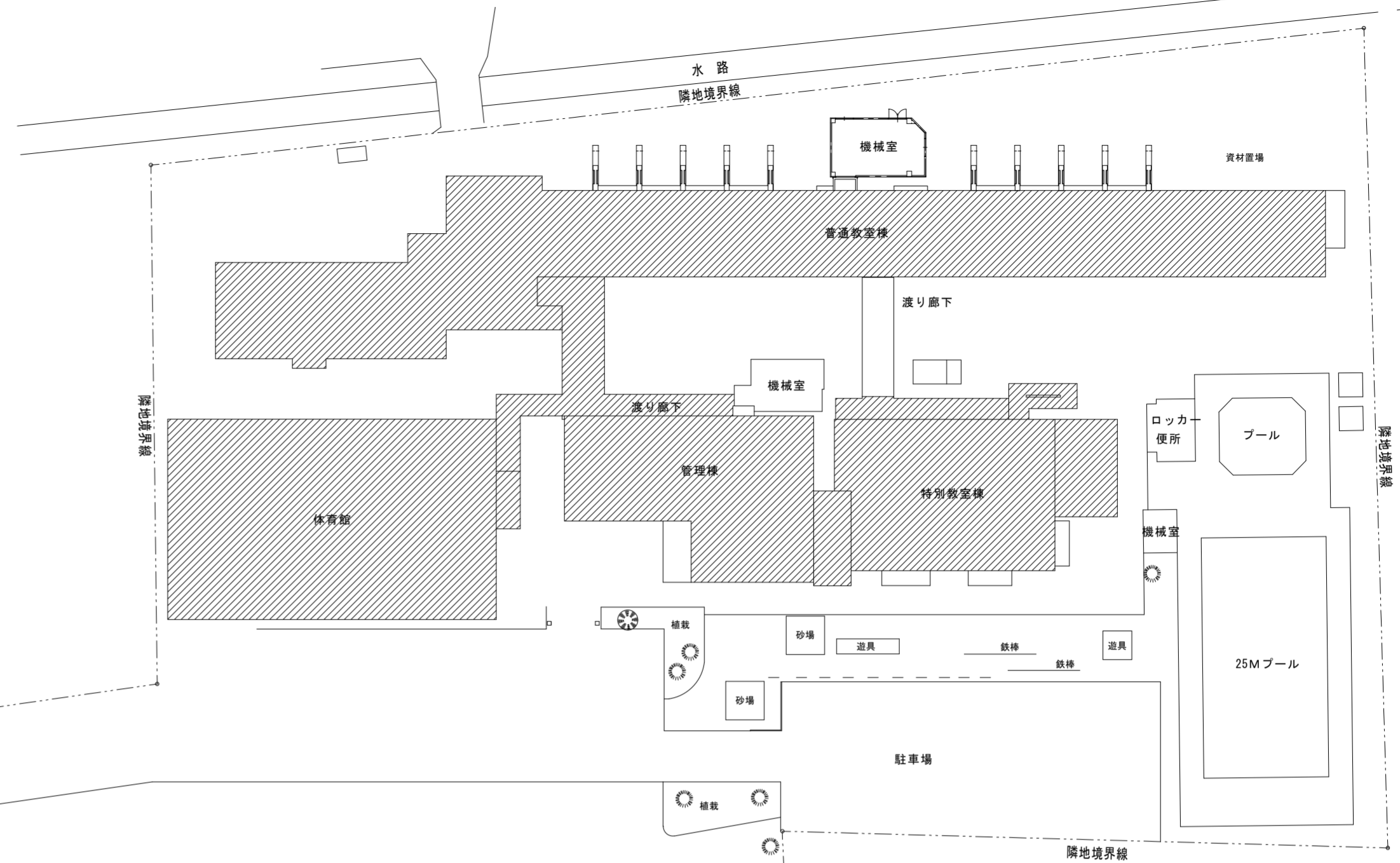
II. 電気設備工事特記仕様書		章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
2 共 通 工 事 ・ 関 連 工 事	1. あと施工アンカー	3 電 灯 設 備	1. LED照明器具	LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。			
			2. 照明器具の照度測定	一般照明及び非常用照明の照度測定を行うこと。			
			3. 蛍光灯電球等	蛍光灯電球並びに屋内運動場にある高天井照明については全て再利用可能な状態で取り外し、監督員の指示する場所へ運搬、保管する。 照明器具本体については前述の高天井照明以外は廃棄処分とする。			
			4. 試験	(1)試験項目は、標仕<2>2.18.2による行う。なお、監理指針<2>2.18.2を参考とする。 (2)照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。 (3)照度測定及び絶縁抵抗測定は施工前と施工後に行うものとする。 (4)照度基準は（・JIS Z 9110-2010（ <input checked="" type="radio"/> 学校環境衛生基準）による。 なお、照度計は一般照明の場合は一般型A級照度計以上を、非常用の場合は一般型A A級照度計以上の精度を有するものとし、測定箇所及び回数は監督員との協議による。			
	2. 非破壊検査		(1)はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。 (2)施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。				
	3. 仮設工事		(1)工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。 ・既存電力利用（ <input checked="" type="radio"/> 出来る ・出来ない）、電力料金（ <input checked="" type="radio"/> 有償 ・無償） ・既存用水利用（ <input checked="" type="radio"/> 出来る ・出来ない）、用水料金（ <input checked="" type="radio"/> 有償 ・無償） (2)工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。 ・同用地は、（ <input type="radio"/> 図示の場所に <input checked="" type="radio"/> 用意していないので業者にて）設けること。 ・同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。 (3)足場その他 足場及び作業構台の類を （ <input checked="" type="radio"/> 本工事で設置する ・関連工事が設置するものを無償で使用できる）。 ・内部足場（種類：脚立足場） ・ローリングタワー（種類：3段～5段） 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格及び認定基準（以下「規格等」という）を使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準				
4. 天井改修工事	下地材等を含め撤去する場合は、床及びその天井に取り合う壁に損傷を与えないよう養生を行う。 また、必要に応じて集じん装置付き機器を使用する。なお、既存の下地材（下地張りボードを含む。）に新規に仕上材等を設ける場合は、監督職員と協議のうえ下地の不陸調整を行う。 (1)工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 (2)下地材等を含め撤去する場合は、床及びその天井に取り合う壁に損傷を与えないよう養生を行う。 (3)既存天井を撤去中に、7ｽﾞｽﾄ含有吹付け材が発見された場合は、直ちに監督職員と協議する。 (4)設備開口補強については、施工に必要なものは図面への記入箇所の多少に関わらず全て本工事に含むものとする。						
5. 軽量鉄骨天井下地	(1)JIS A 6517の規格品とする。 (2)野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕6.6.1による。 (3)既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。						
6. その他共通事項	(1)配線工事 ・薄鋼電線管(19,25,…)は、表示されているものと同一外径のねじなし電線管(E19,E25,…)を使用してもよい。 ・高圧ケーブルの種類(EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル)は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)」によるものとする。 ・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。 ・PF管を使用する場合は(タイプ-25)一重管とする。 ・既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 ・防火区画を貫通する配管は鋼製とし、耐火パテ等を使用の上建築基準法並びに消防法に適合する防火処理を行うものとする。 (2)塗装工事 ・機械室、隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。 ・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。 (3)配線器具 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、新金属製とする。 (4)支持金物等 屋外及びビット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。 (5)その他 ・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。						

工事名：鳴門市第一小学校照明器具改修工事 学校名称：鳴門市第一小学校 図面名称：特記仕様書（3）	 ㈱補償実務一級建築士事務所 (徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4 一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735 (大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799	製 図 承 認 図面番号 E-03
--	---	----------------------

案内図



出典：国土地理院ウェブサイト
「標準地図データ」(国土地理院)を基に作成



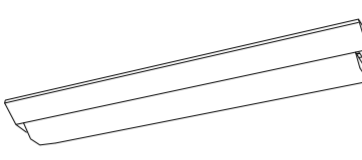
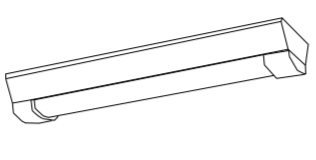
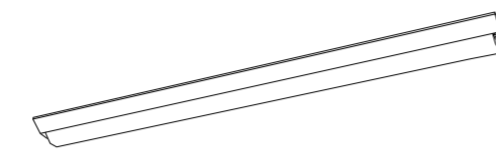
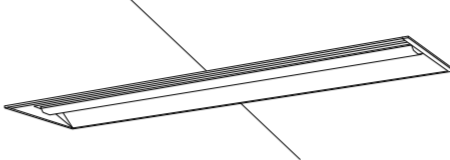
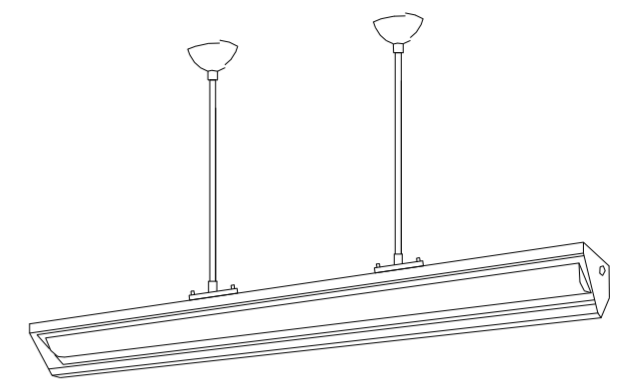

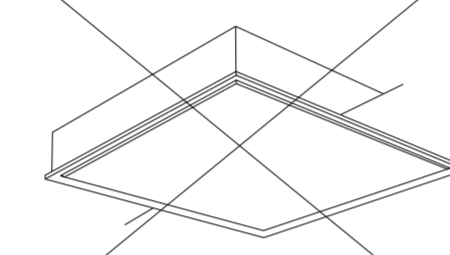
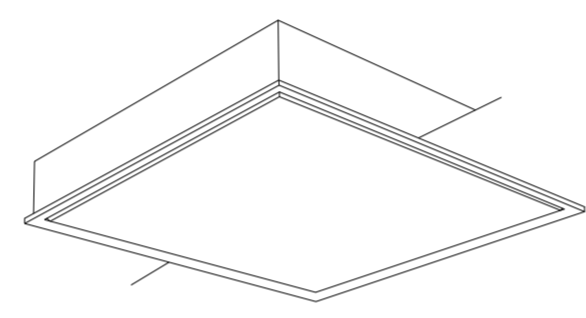
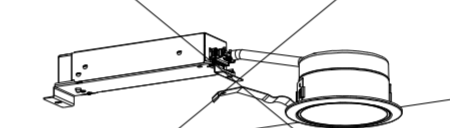


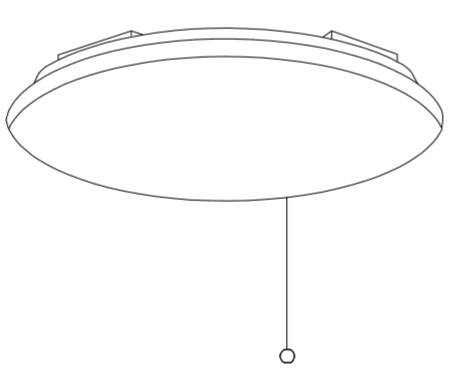
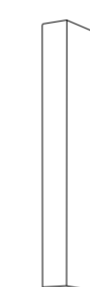

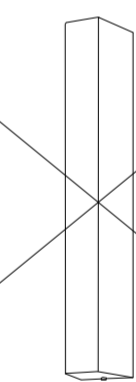
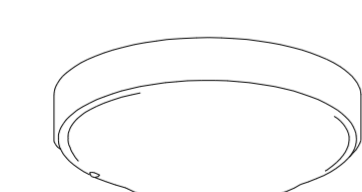
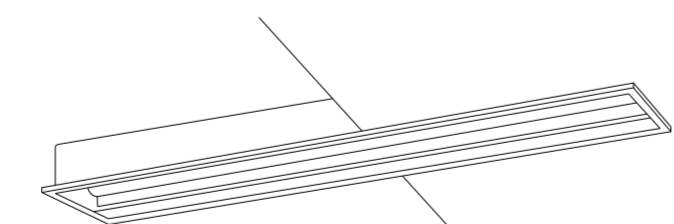
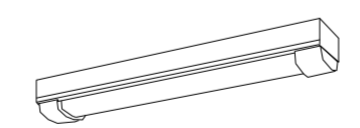
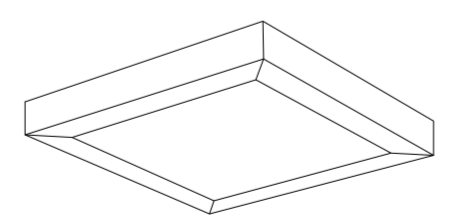
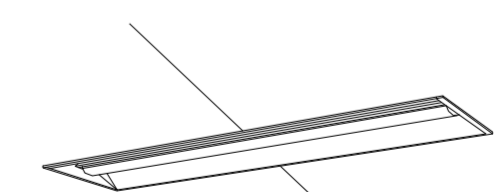
今回の工事範囲を示す



配置図 S=1:500

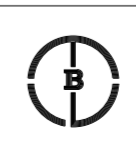


照明器具姿図

直付型 逆富士型		直付型 防湿型・防雨型		直付型 逆富士型		埋込型 下面解放型		直付型 黒板灯	
									
A15/A30 一般タイプ 1500lm/3000lmタイプ LSS9-2-15/30 (公共施設用照明器具型番)		A14WP 一般タイプ 1400lmタイプ LSS9MP/RP-2-14 (公共施設用照明器具型番)		B23/B37 B48/B65 一般タイプ 2300lm/3700lm/4800lm/6500lmタイプ LSS9-4-23/37/48/65 (公共施設用照明器具型番)		C48 一般タイプ 4800lmタイプ LRS3-4-48 (公共施設用照明器具型番)		D62 一般タイプ 6200lmタイプ ワンタイプ吊具共 LSS13-4-62 (公共施設用照明器具型番)	
多目的ブラケット灯		埋込型スクエア形 下面パネル		埋込型スクエア形 下面パネル		ダウンライト		赤色表示灯	
									
E20 20形直管蛍光灯1灯器具相当 昼白色(5000K) Ra83以上 1100lm以上		F 450□ FHP32形×3灯相当タイプ LRS9-4-45 (公共施設用照明器具型番)		G 450□ FHP32形×3灯相当タイプ 昼白色 Ra83以上 5000lmクラス		H φ100、LED60形 LRS1-05 (公共施設用照明器具型番)		I 予備電源別置型・非常用LED併用型・壁直付型・防雨型	
壁付キッチンライト		シーリングライト		LEDウォールライト		センサ機能付LEDウォールライト		LEDウォールライト	
									
J15/J20 15形/20形直管蛍光灯1灯器具相当 ブルスイッチ付 J15:昼白色(5000K) Ra83以上 840lmクラス J20:昼白色(5000K) Ra83以上 1100lmクラス		K 天井直付型 8畳用 ブルスイッチ付 昼白色(5000K) Ra83以上 4200lmクラス		L06/L13 一般タイプ 600lm/1300lmタイプ LBF3MP/RP-2-06/13 (公共施設用照明器具型番)		L20S Hf蛍光灯16W×1灯器具相当 防雨型 昼白色(5000K) Ra83以上 1400lm以上		L26 一般タイプ 2600lmタイプ LBF3MP/RP-4-26 (公共施設用照明器具型番)	
軒下用LEDフラットライプシーリング・ブラケットライト		埋込型 黒板灯		直付型 防湿型・防雨型		直付型スクエア形 下面パネル		埋込型 下面解放型 W300	
									
M20 丸形蛍光灯20形×1灯器具相当 防湿型・防雨型 昼白色(5000K) Ra83以上 700lmクラス		N58 一般タイプ 5800lmタイプ LRS8-4-58 (公共施設用照明器具型番)		O14WP 一般タイプ 1400lmタイプ LSS1MP/RP-2-14 (公共施設用照明器具型番)		O22WP 一般タイプ 2200lmタイプ LSS1MP/RP-4-22 (公共施設用照明器具型番)		P 400□ FHP23形×4灯高出力相当タイプ 昼白色 Ra83以上 4200lmクラス	
						Q 一般タイプ 10000lmタイプ 昼白色(5000K) Ra83以上			

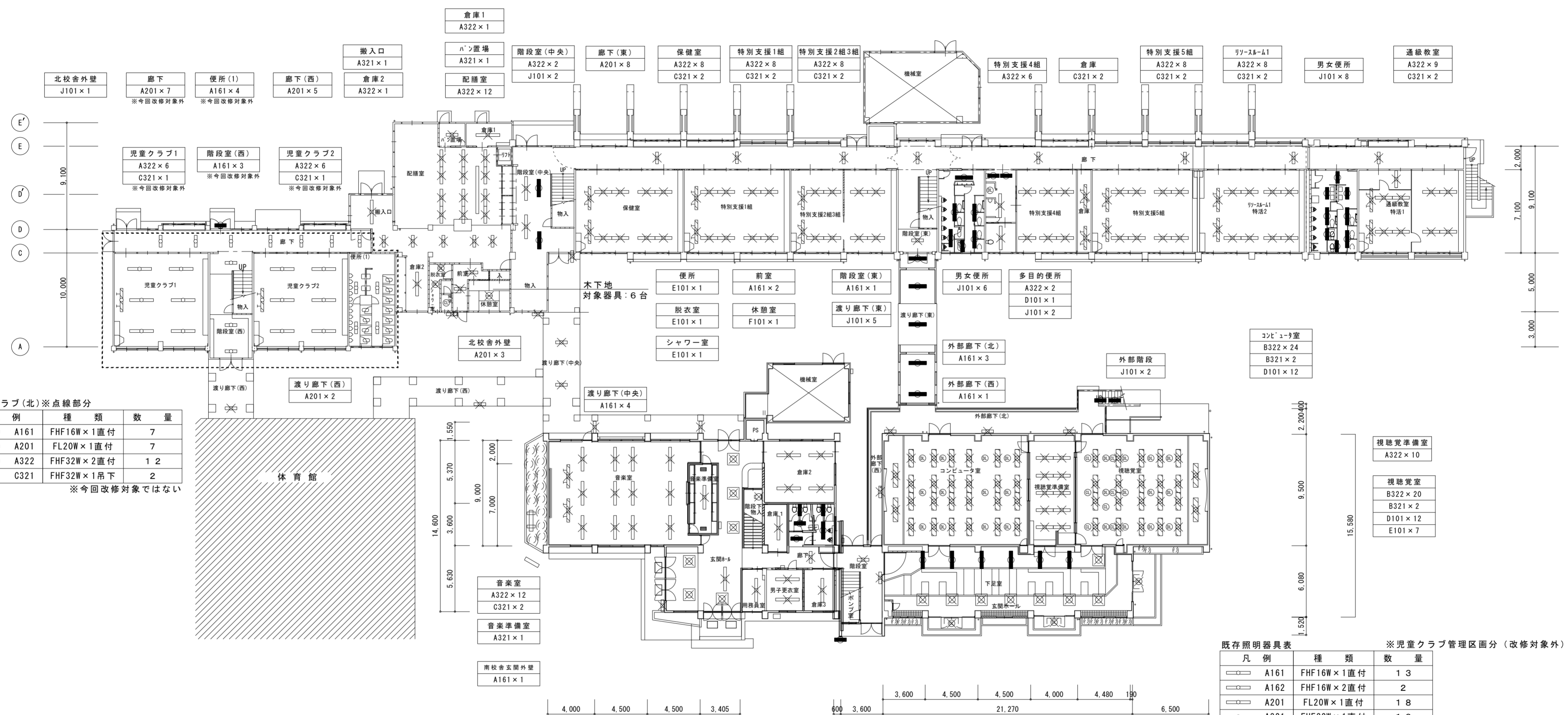
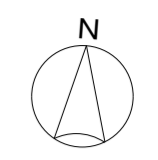
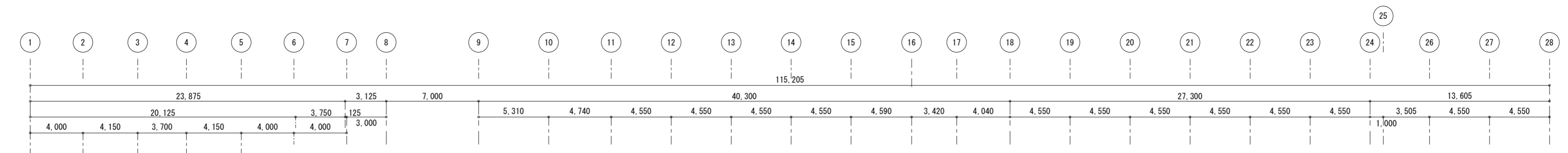
工事名：鳴門市第一小学校照明器具改修工事

学校名称：鳴門市第一小学校
図面名称：照明器具姿図(1)


 ㈱補償実務一級建築士事務所
 (徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4
 一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735
 (大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799

製 図 承 認 図面番号

E-05



児童クラブ(北)※点線部分

凡例	種類	数量
	A161 FHF16W x 1直付	7
	A201 FL20W x 1直付	7
	A322 FHF32W x 2直付	1 2
	C321 FHF32W x 1吊下	2

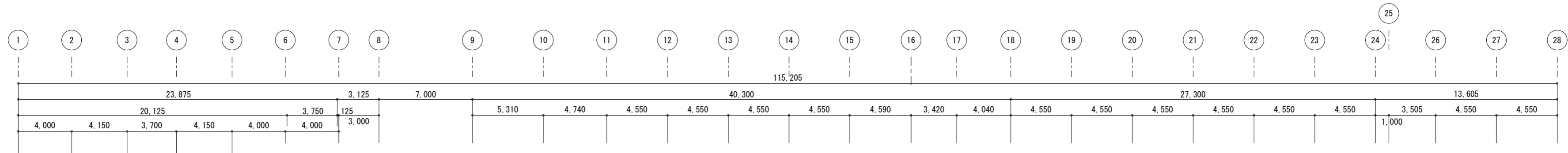
※今回改修対象ではない

既存照明器具表 ※児童クラブ管理区分(改修対象外)は別表。

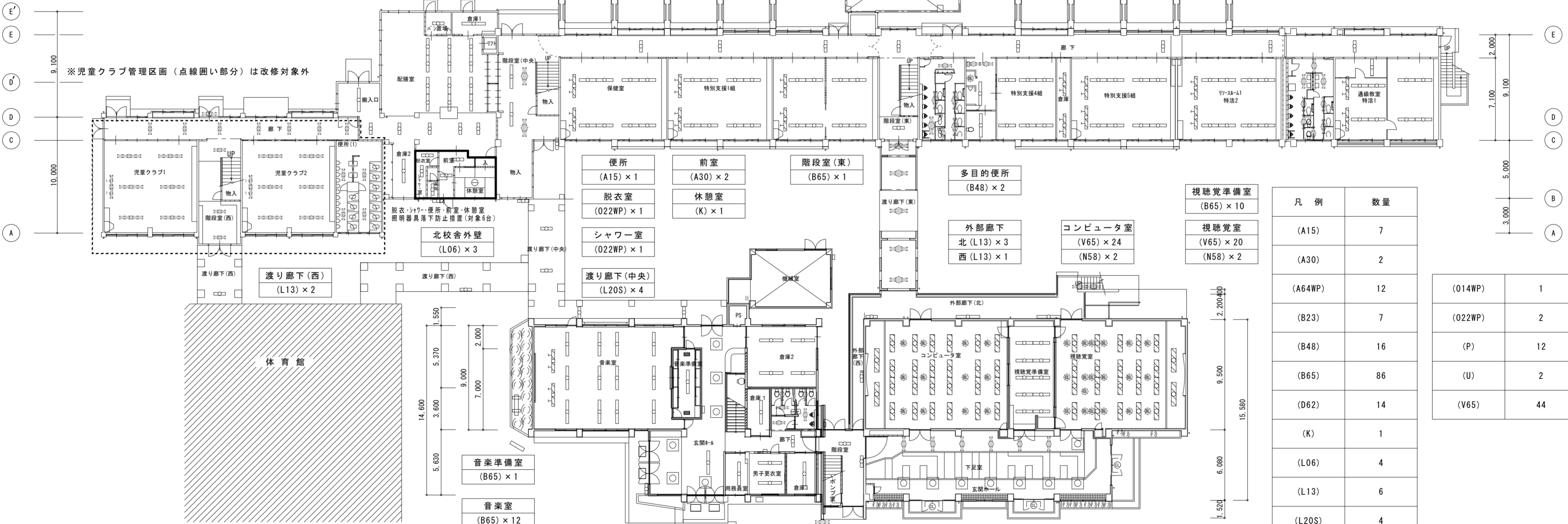
凡例	種類	数量
	A161 FHF16W x 1直付	1 3
	A162 FHF16W x 2直付	2
	A201 FL20W x 1直付	1 8
	A321 FHF32W x 1直付	1 0
	A322 FHF32W x 2直付	9 7
	A402 FL40W x 2直付	1
	B321 FL32W x 1埋込	4
	B322 FL32W x 2埋込	4 4
	C321 FL32W x 1吊下	1 6
	D101 ｸﾞﾗﾝﾗｲﾄ	2 5
	E101 ｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ	1 3
	F101 ｺｰﾄﾞ'ﾍﾞﾝｼﾞ'ﾝﾄ	1
	G101 ﾌﾞﾗｯｹｯﾄﾗｲﾄ	1
	I301 直付ｽｸﾚｲﾗｲﾄ FCL30W x 1	1 0
	I322 埋込ｽｸﾚｲﾗｲﾄ FHT32W x 2	4
	J101 LED電球	3 8

- 注記
- × は、既設の撤去処分を示す。
 - 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
 - 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

1階平面図(撤去図) S=1/250



- 搬入口 (B65) × 1
- 倉庫1 (B65) × 1
- 倉庫2 (B65) × 1
- 特別支援4組 (B65) × 6
- 特別支援5組 (B65) × 8
- リソース-A1 (B65) × 8
- 通級教室 (B65) × 9
- 廊下(西) (A15) × 5
- 配膳室 (A64WP) × 12
- ハン置場 (B48) × 1
- 階段室(中央) (B65) × 2
- 保健室 (B65) × 8
- 特別支援1組 (B65) × 8
- 特別支援2組3組 (B65) × 8
- 倉庫 (B23) × 2
- リソース-A2 (D62) × 2
- 通級教室 (D62) × 2
- 廊下(東) (B48) × 8



※児童クラブ管理区画(点線囲い部分)は改修対象外

視聴覚準備室	(B65) × 10
視聴覚室	(V65) × 20 (N58) × 2

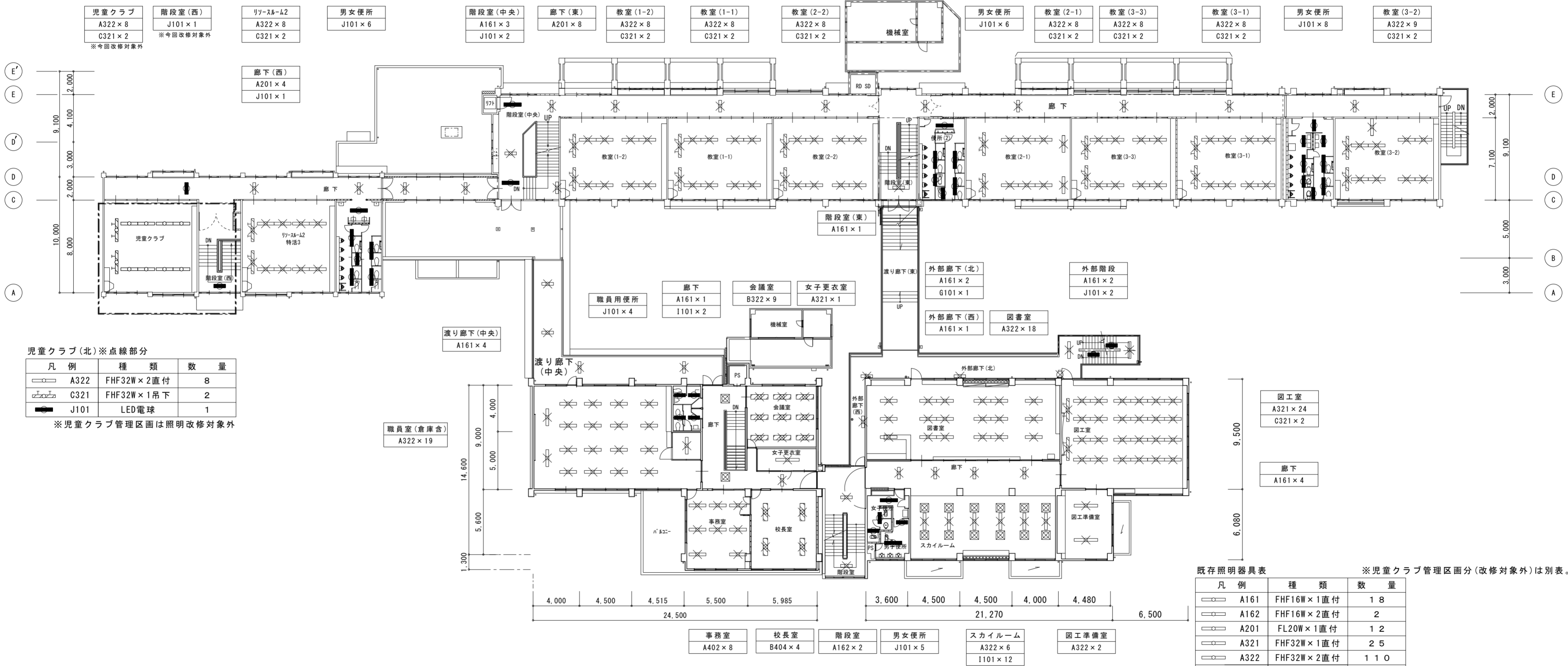
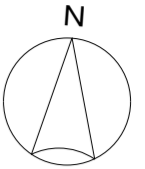
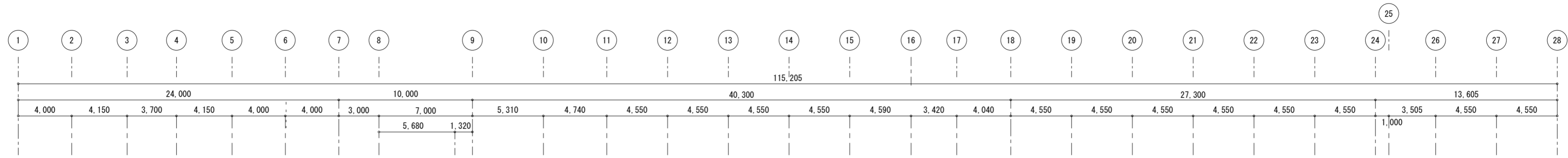
凡例	数量
(A15)	7
(A30)	2
(A64WP)	12
(B23)	7
(B48)	16
(B65)	86
(D62)	14
(K)	1
(L06)	4
(L13)	6
(L20S)	4
(M20)	3
(N58)	4

(O14WP)	1
(O22WP)	2
(P)	12
(U)	2
(V65)	44

- 階段下物入 (O14WP) × 1
- 用務員室 (B65) × 1
- 廊下 (B48) × 1
- 倉庫1 (B48) × 1
- 玄関ホール (B65) × 1
- 下足室 (P) × 8
- 玄関ホール (M20) × 3 ※外部庇
- 階段室 (A15) × 1
- 男子更衣室 (B48) × 2
- 倉庫3 (B23) × 1
- 倉庫2 (B23) × 4
- 下足室 (P) × 4
- 下足室 (U) × 2
- 音楽準備室 (B65) × 1
- 音楽室 (B65) × 12
- 音楽室 (D62) × 2
- 南校舎外壁 (L06) × 1
- 音楽準備室 (B65) × 1
- 音楽室 (B65) × 12
- 音楽室 (D62) × 2
- 南校舎外壁 (L06) × 1

1階平面図(改修図) S=1/250

- 注記
- 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
 - 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
 - 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
 - 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
 - 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。



児童クラブ(北)※点線部分

凡例	種類	数量
	A322 FHF32W×2直付	8
	C321 FHF32W×1吊下	2
	J101 LED電球	1

※児童クラブ管理区画は照明改修対象外

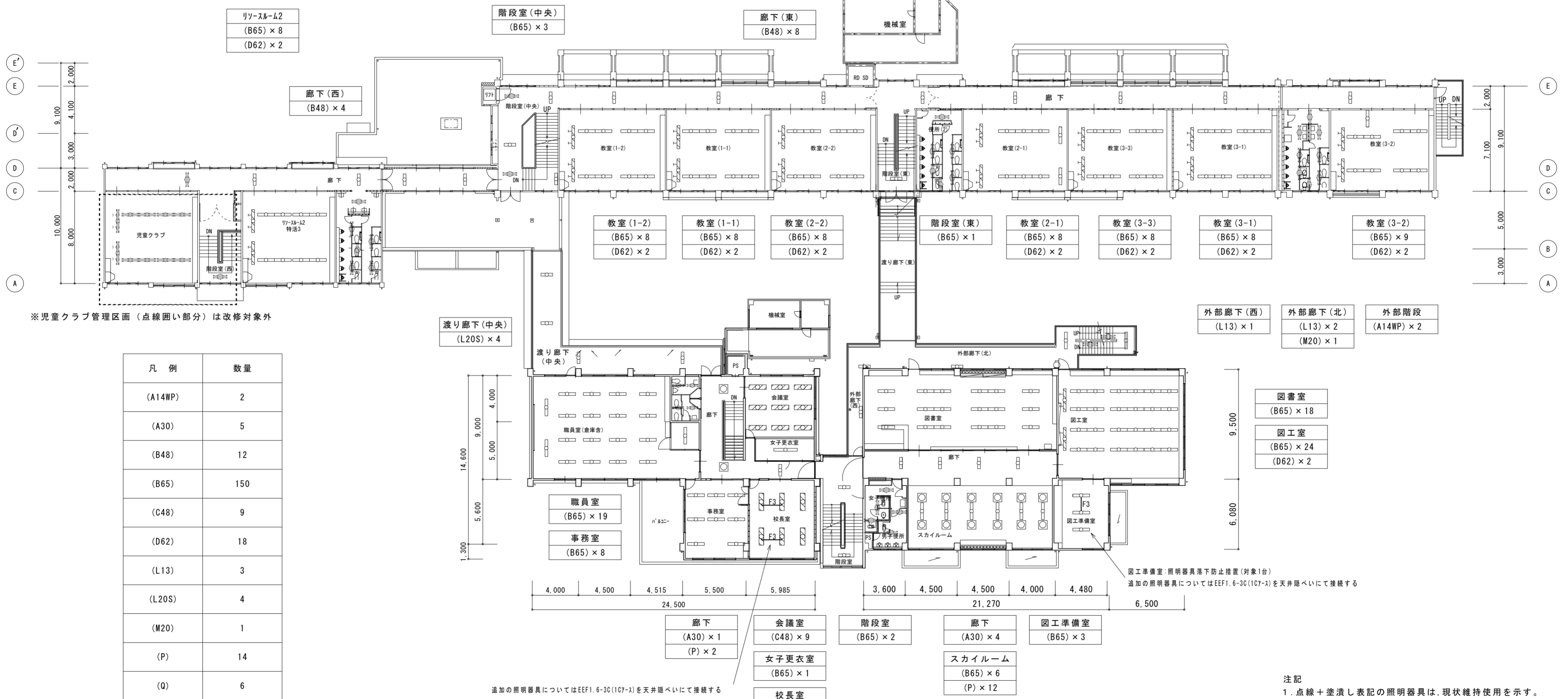
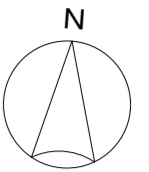
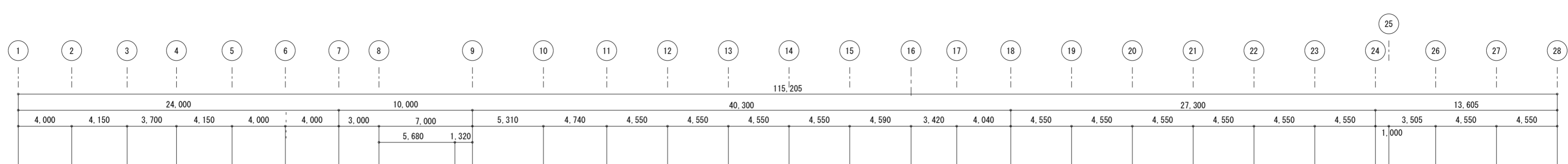
既存照明器具表 ※児童クラブ管理区画(改修対象外)は別表。

凡例	種類	数量
	A161 FHF16W×1直付	18
	A162 FHF16W×2直付	2
	A201 FL20W×1直付	12
	A321 FHF32W×1直付	25
	A322 FHF32W×2直付	110
	A362 FHF36W×2直付	8
	B322 FHF32W×2埋込	9
	B404 FL40W×4埋込	4
	C321 FHF32W×1吊下	18
	G101 フラケイト	1
	I101 ステアライト(FHT)	14
	J101 LED電球	34

注記

- × は、既設の撤去処分を示す。
- 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
- 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

2階平面図(撤去図) S=1/250



※児童クラブ管理区画（点線囲い部分）は改修対象外

図書準備室：照明器具落下防止措置（対象1台）
追加の照明器具についてはEEF1.6-30(107-A)を天井隠ぺいにて接続する

追加の照明器具についてはEEF1.6-30(107-A)を天井隠ぺいにて接続する
照明交換に伴い発生する開口については既存と同等の仕上にて塞ぐ
新設する照明器具については開口部補強の上、落下防止措置を行う(2台)
(吊り台と施工77台)

2階平面図(改修図) S=1/250

- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
 2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
 3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
 4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
 5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。

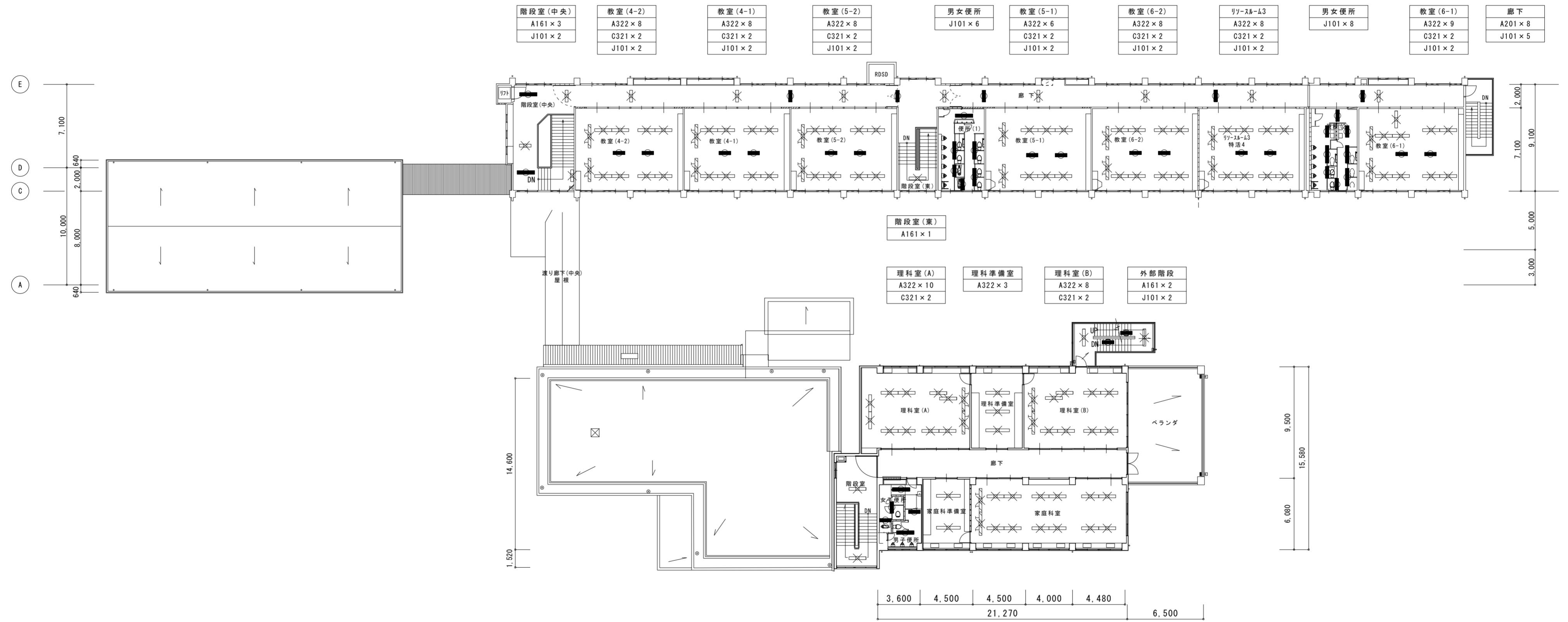
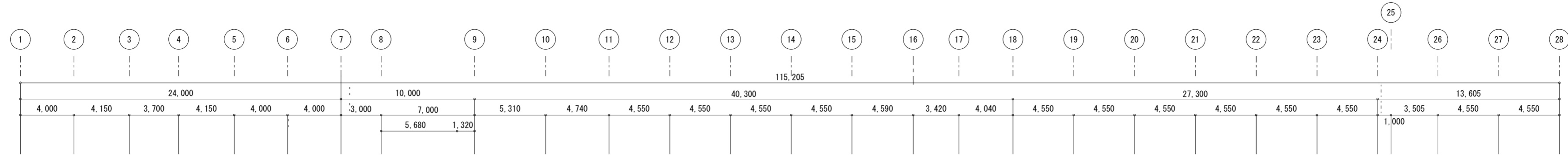
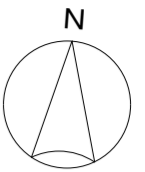
工事名：鳴門市第一小学校照明器具改修工事

学校名称：鳴門市第一小学校
図面名称：校舎2階照明器具改修図



㈱補償実務一級建築士事務所
(徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4
一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735
(大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799

製 図 承 認 図面番号
E-10



階段室	男女便所	家庭科準備室	家庭科室
A162 x 2	J101 x 5	A322 x 2	A322 x 12 C321 x 2

既存照明器具表		
凡例	種類	数量
	A161 FHF16W x 1直付	6
	A162 FHF16W x 2直付	2
	A201 FL20W x 1直付	8
	A322 FHF32W x 2直付	90
	C321 FHF32W x 1吊下	20
	J101 LED電球	42

- 注記
1. は、既設の撤去処分を示す。
 2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
 3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

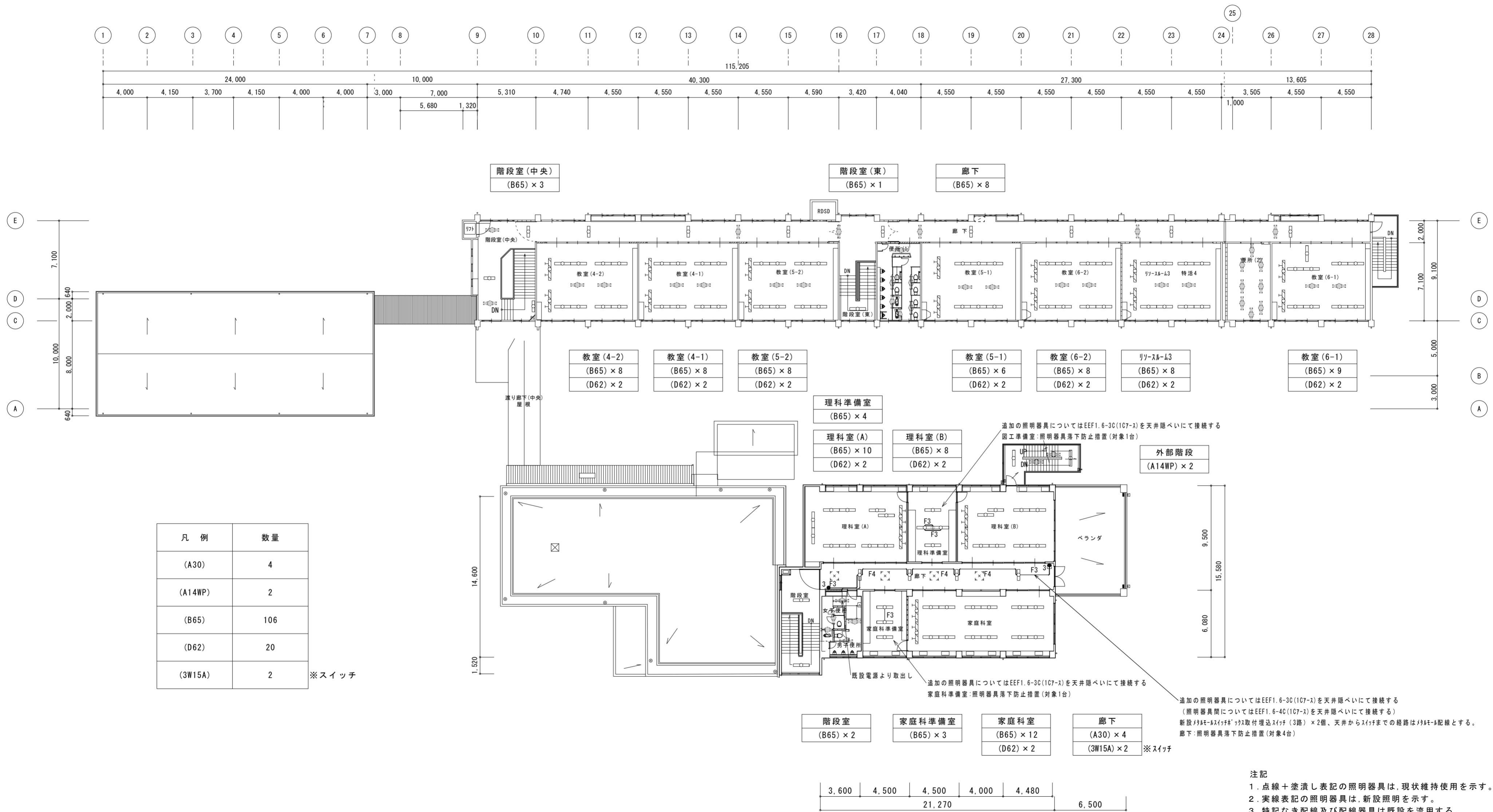
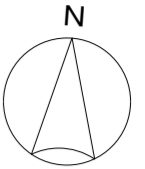
3階平面図(撤去図) S=1/250

学校名称：鳴門市第一小学校
 図面名称：校舎3階照明器具撤去図
 工事名：鳴門市第一小学校照明器具改修工事

製 図 承 認 図面番号

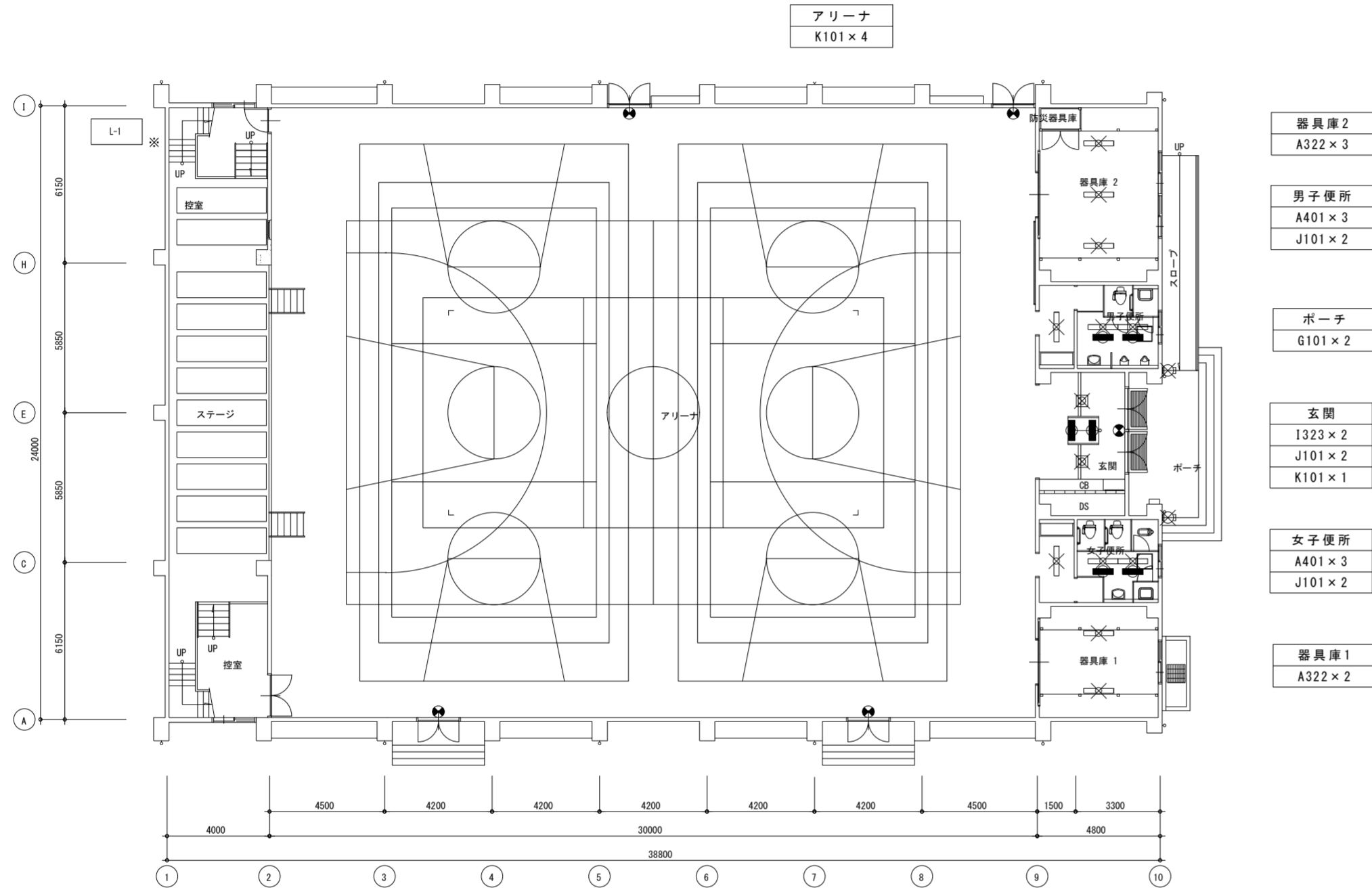
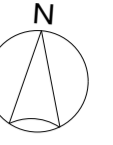
榎補償実務一級建築士事務所
 (徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4
 一級建築士 中瀬 史朗 TEL : (088)625-3735
 (大臣登録)第369136号 FAX : (088)625-3799

E-11

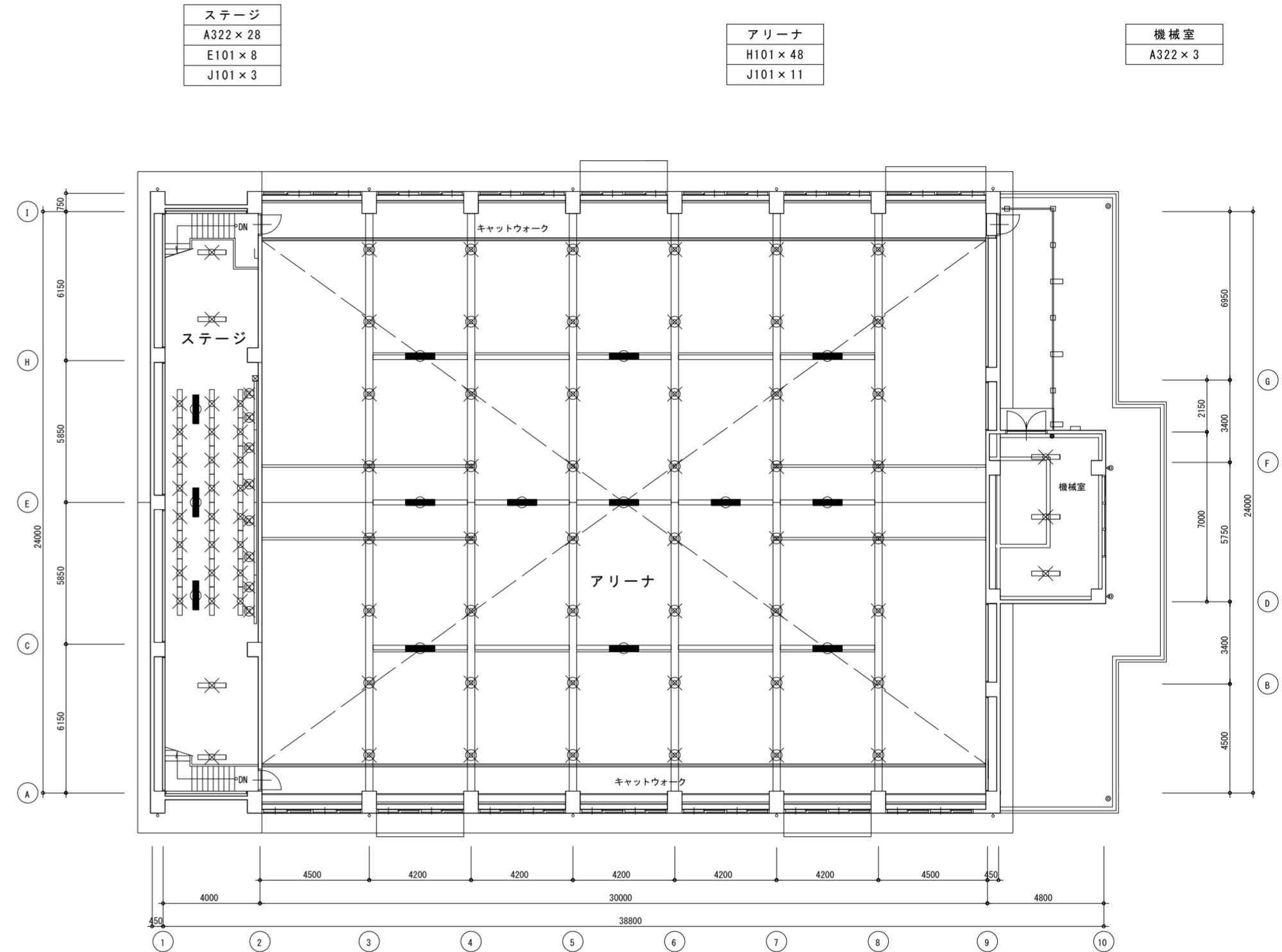


3階平面図(改修図) S=1/250

- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
 2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
 3. 特記なき配線及び配線器具は流用する。
 4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
 5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。



1階平面図(撤去図) S=1/200



2階平面図(撤去図) S=1/200

- 器具庫2
A322×3
- 男子便所
A401×3
J101×2
- ポーチ
G101×2
- 玄関
I323×2
J101×2
K101×1
- 女子便所
A401×3
J101×2
- 器具庫1
A322×2

- ステージ
A322×28
E101×8
J101×3

- アリーナ
H101×48
J101×11

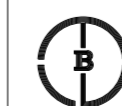
- 機械室
A322×3

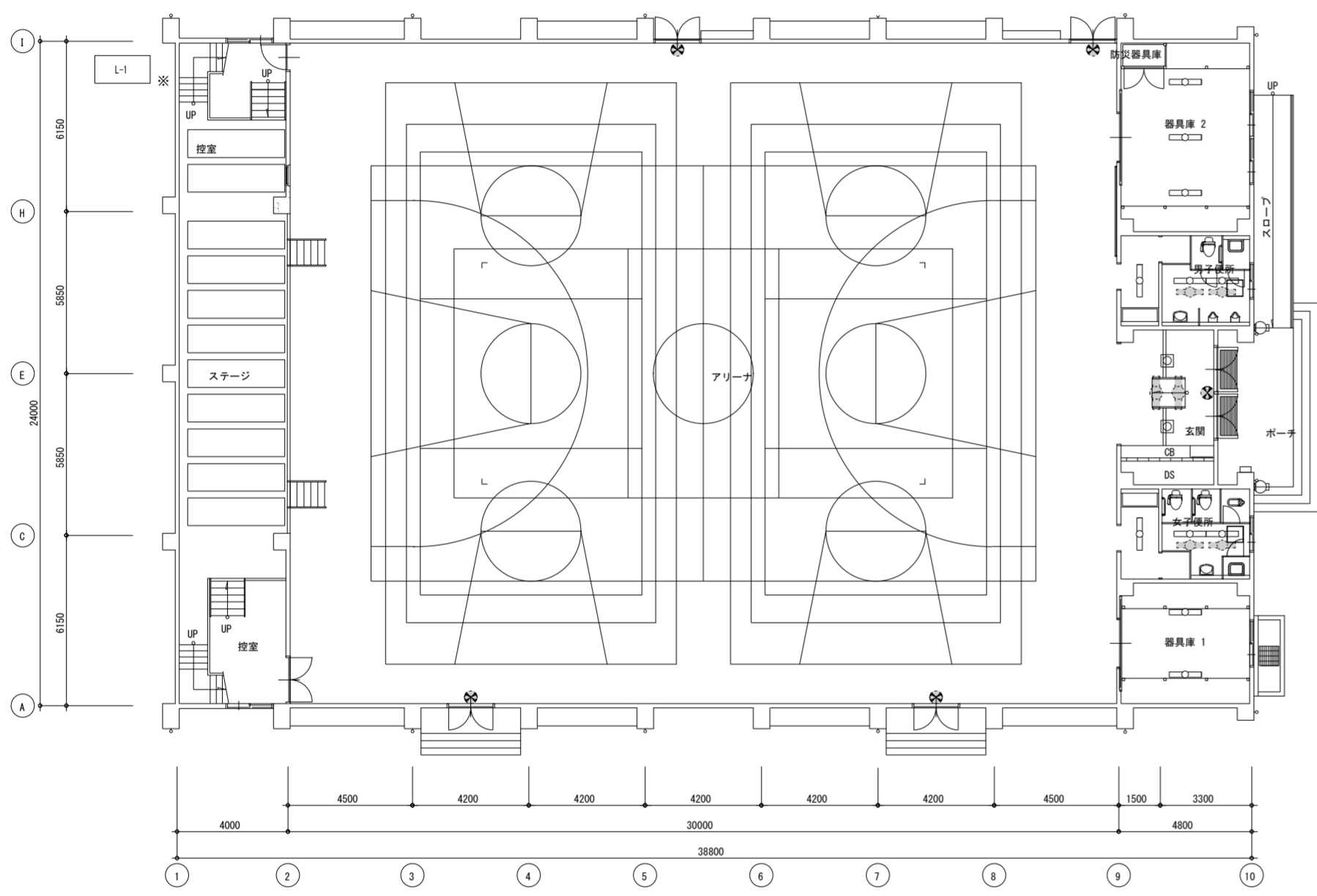
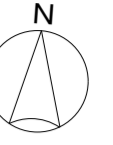
既存照明器具表

凡例	種類	数量
○	A322 FHF32W×2直付	36
□	A401 FHF40W×1直付	6
◎	E101 シーリングライト	8
○	G101 プラケットライト	2
◎	H101 ハイハンダウント	48
□	I323 埋込スクエアライト FHT32W×3	2
●	J101 LED電球	20
⊕	K101 誘導灯(LED)	5

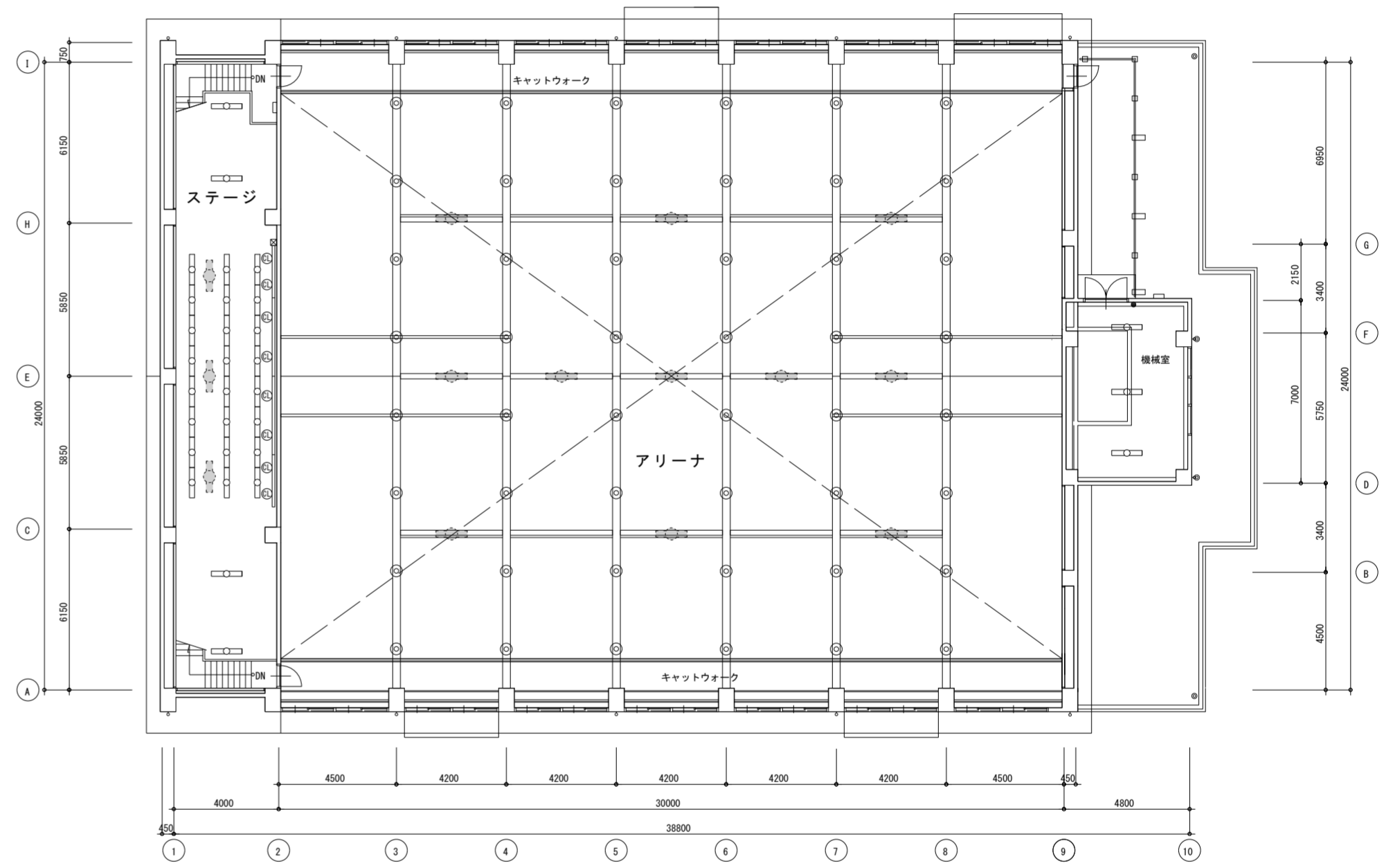
注記

1. ×は、既設の撤去処分を示す。
2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。





- 器具庫 2
(B48) × 3
- 男子便所
(B48) × 3
- 玄関
(G) × 2
- ポーチ
(M20) × 2
- 女子便所
(B48) × 3
- 器具庫 1
(B48) × 2



- ステージ
(B65) × 28
(S) × 8
- アリーナ
(R) × 48
- 機械室
(B65) × 3

凡例	数量
(B48)	11
(B65)	31
(G)	2
(M20)	2
(R)	48
(S)	8

1階平面図(改修図) S=1/200

2階平面図(改修図) S=1/200

- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
 2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
 3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
 4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
 5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。